

《現状と課題》

- ・ 民間ボランティアの活動の促進等について
- ・ 広報・啓発活動の推進等について

民間ボランティアの活動の促進等について

再犯防止の活動を行う様々な民間ボランティア

再犯防止に関する施策は、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が、再び社会の一員となることを支援し、円滑に社会に復帰できるようにすることを旨として行うことが求められており、そのためには、民間ボランティアによる再犯防止に関する活動を促進することが重要である。

再犯防止に関する活動を行っている民間ボランティアとしては、以下のような団体等がある。

保護司(全国約4万8,000人)

犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護観察官と協働して、保護観察対象者と面接を行って指導や助言をしたり、矯正施設在所中の者の出所後の生活環境の調整を行うほか、犯罪や非行を予防するための啓発活動を行っている。

更生保護女性会(全国約16万5,000人)

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪や非行を予防するための啓発活動や、犯罪をした者等の立ち直りを支援する活動を行うボランティア団体。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察を受けている者の社会貢献活動等への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開している。

BBS会(Big Brothers and Sisters Movementの略)(全国約4,500人)

非行少年の「兄」や「姉」のような身近な存在として、非行少年と一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」や学習支援のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察を受けている者の社会貢献活動等への協力を行っている。

篤志面接委員(全国約1,600人)

受刑者や少年院在院者等の改善更生、円滑な社会復帰のため、矯正施設において、様々な奉仕活動を行うボランティア。受刑者や少年院在院者等と面接し、相談・助言を行うほか、矯正指導、クラブ活動、レクリエーション等の様々な働き掛けを行っている。

教誨師(全国約2,000人)

受刑者や少年院在院者等の信教の自由を保障し、精神的安定を与えるとともに、改善更生と社会復帰に寄与するため、その希望に応じて、宗教教誨を行うボランティア。宗教教誨には、同じ宗教宗派の宗教教誨を希望する者を集めて行う集合教誨と、個別に行う個人教誨がある。

少年警察ボランティア(全国約5万7,000人)

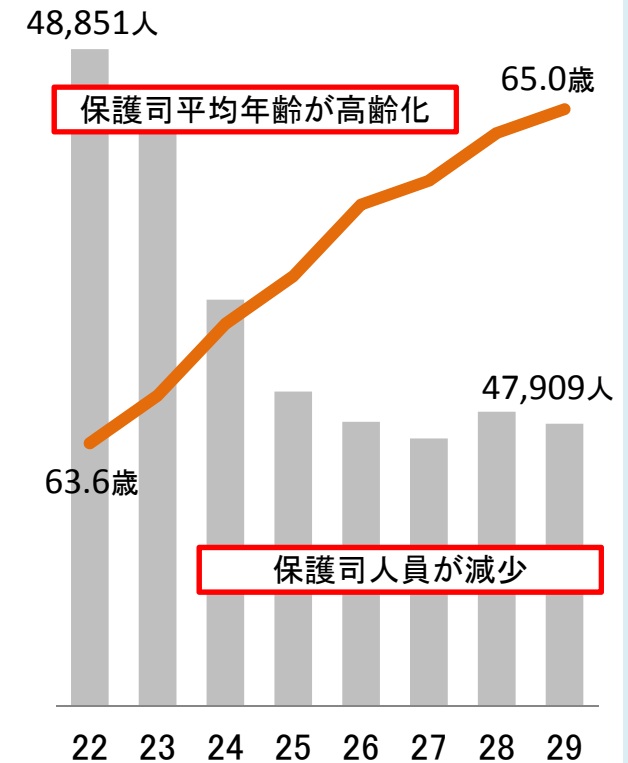
地域において、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う、警察本部長等が委嘱する民間ボランティア。公共の場所等において不良行為少年等に対して助言・指導を行う街頭補導活動のほか、少年・保護者等に対する相談活動、少年の活動機会の提供と居場所づくり、被害少年支援、広報啓発活動などの活動を行っている。

その他、特定非営利活動法人(NPO法人)や、財団法人・社団法人等が、犯罪をした者等の社会復帰を促進すること等を目的として、民間の創意工夫に基づき、様々な独自の活動を行っている。具体的には、民間企業と連携して矯正施設出所者の就労先確保に向けた独自の取組を行うNPO法人・財団法人や、矯正施設を出所して立ち直った当事者の立場から矯正施設在所中の者や保護観察を受けている者への支援を行うNPO法人等がある。

検討すべき課題

保護司人員の減少・高齢化等への対応

- 保護司は、我が国の刑事政策上重要な役割を果たしており、保護司人員の減少や高齢化の進行は刑事政策上極めて憂慮すべき事態である。
- 一方で、保護観察対象者が抱える問題が複雑・多様化していること、地縁・血縁を基盤とした従来の処遇が困難となっていることなどにより、保護観察対象者の指導・助言等に当たる保護司の負担感が増大している。
- また、保護司は、主に自宅で保護観察対象者と面接しているが、自宅に迎えることについて不安を感じたり、家族の理解を得られない、あるいは、マンション等居住環境の変化により、自宅での面接が困難になりつつある。
- こうした保護司の負担感の増大は、新たに保護司となる人の確保を困難とする要因や、保護司が任期途中で退任する要因となっている。



新たに保護司となる人を確保したり、保護司の定着を図るため、

- 適任者の確保や経験の浅い保護司のサポート、地域の関係機関等との連携等の組織活動を実施するための拠点の設置や、組織活動を支援するための仕組みの構築
- 自宅以外で保護観察対象者と面接を実施できる場の整備

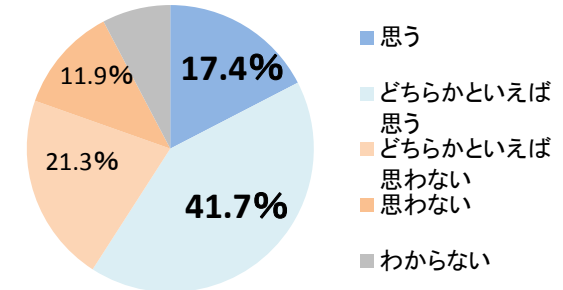
など、保護司の不安・負担を軽減させる取組が必要。

再犯防止に協力する意思を有する人の実際の参画の促進

- 平成25年に内閣府によって実施された「再犯防止対策に関する特別世論調査」などの世論調査において、多くの人が、再犯防止に関する活動に協力する意思を有していることが明らかとなっている。
- 一方で、再犯防止に関する活動を行うボランティアのほとんどが、近年減少傾向にあるなど、再犯防止に関する活動に実際に参画する人は増えているとは言えない現状にある。

犯罪をした者等の立ち直りに協力したいと思うか

(平成25年内閣府世論調査)



- 民間ボランティアの活動の重要性を強調した広報や、功労に対する顕彰等を通じた認知度の向上
- それぞれの時間的・経済的余裕や有する能力等に応じて体験的に参画できる仕組みの構築など、再犯防止に関する活動に協力する意思を有する人の実際の参画を促進する取組が必要。

民間の創意工夫による活動の促進

- 犯罪をした者等の再犯防止には、地域社会の民間団体等による、地域の実情に応じた自発的かつ独自の再犯防止に関する活動を促進することが重要である。また、民間団体同士が連携して、それぞれの得意分野で強みを発揮し、相互に補完することで、相乗効果が期待できる。
 - しかし、これらの活動を行う団体は、地域や団体によって再犯防止に関する知識や技能にばらつきがあり、団体相互の連携も十分とは言えない状況にある。また、これらの団体等はNPO法人を始めとする非営利組織が中心であり、寄付金収入等を中心として活動している団体等が多いため、既存団体による再犯防止に関する活動への参入や、新たな団体の設立が困難となっている。
- 再犯防止に関する活動を行うために必要なスキルの向上、団体相互の連携の促進
 - 再犯防止に関する活動を行うための資金を得やすくするための仕組みの構築など、民間団体等の創意工夫による再犯防止に関する活動を促進する取組が必要。

広報・啓発活動の推進等について

再犯防止に関する広報・啓発活動

犯罪をした者等の再犯を防止するためには、犯罪をした者等を社会から孤立させることなく、再び社会の一員として受け入れることが重要であり、そのためには、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう、広報・啓発活動を推進することが重要である。

また、再犯防止に関する活動を行う民間ボランティア等を確保し、その活動を促進するためには、その前提として、国民に、再犯防止に関する活動への理解を深めることが重要である。

政府においては、再犯防止に関する広報・啓発として、以下のような活動を実施している。

“社会を明るくする運動”

- 全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の運動。
- 強調月間である7月には、各地方公共団体や民間団体等が中心となって、各地で様々なイベントが開催されている。



刑務所作業製品展示即売会(矯正展)

- 刑務所作業製品の販売等を通じて刑務作業の重要性等を紹介。
- 毎年6月上旬頃に、全国の刑務所作業製品を集めて実施するほか、各刑事施設においても開催している。



その他、再犯防止に関する広報活動として、ポスターやインターネット等のメディアを活用した情報発信、刑事司法関係機関の職員による出張講義等を実施している。

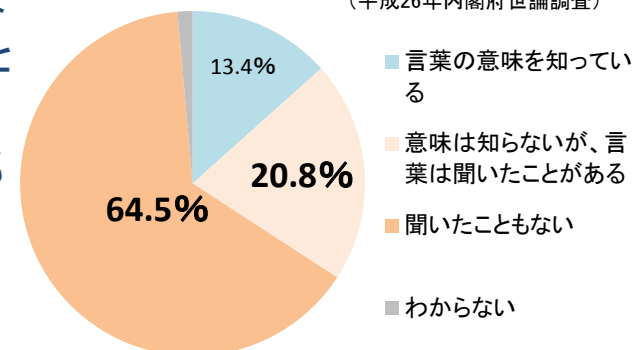
検討すべき課題

受け手に応じた効果的な広報・啓発活動の実施

- 平成26年に内閣府において実施された「基本的法制度に関する世論調査」において、「社会を明るくする運動」の意味を知らなかったり、そもそも言葉を聞いたことがない人が8割を超えることが明らかとなっている。
- また、年代別では20歳代から40歳代までの若年層の人が、都市規模別では大都市に住んでいる人が、「聞いたこともない」と回答する割合が高く、年代や居住する都市規模によって、認知度に差異が生じていることが明らかとなっている。

「社会を明るくする運動」の認知

(平成26年内閣府世論調査)



「社会を明るくする運動」の趣旨や再犯防止の重要性等について、国民の理解を深めるため、

- 国民目線でわかりやすく伝わりやすい広報・啓発活動の実施
- 受け手の属性や認知度等に応じ、SNSの活用など、広報媒体等を工夫した戦略的な広報展開など、受け手に応じた効果的な広報・啓発活動の実施が必要。

犯罪をした者等と接することへの不安の解消

- 平成26年世論調査において、再犯防止に協力したい気持ちがないと回答した人のその理由として、「犯罪をした人とどのように接すればいいかわからないから」、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」など、犯罪をした者等と接することへの不安を挙げており、この不安が、再犯防止に対する協力を得る妨げとなっていることが明らかとなっている。
- 犯罪をした者等に対する処遇、犯罪や非行から立ち直ったモデルケース等を知る機会の増大など、国民の犯罪をした者等と接することに対する不安を解消する取組が必要。